

令和 8 年 2 月 4 日
財務省近畿財務局

任期付職員の募集について（理財部 為替実査官 兼 公庫等実地監査官）

財務省近畿財務局では、金融機関等に対する外国為替及び外国貿易法等に基づく検査に従事する職員を下記のとおり募集します。

記

1. 職種及び職務内容 理財部為替実査官 兼 公庫等実地監査官（係長級）

- (1) 金融機関、外貨両替業者等に対する外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」という。）に基づく検査等の実施及びフォローアップ
- (注 1)「外貨両替業者等」の「等」とは資金移動業者、暗号資産交換業者を指す。
- (注 2)「検査等の実施」の「等」とは、政策金融機関への監査を指す。
- (2) 上記業務に関する職員からの相談対応・指導等

2. 必要な経験、資格等

次に掲げる事項を満たす者で、職務内容を遂行する上で必要なコミュニケーション力を有している者

金融機関、コンサルティング会社、監査法人において、外為法、犯収法にかかる金融実務やコンサルティング業務に関する実務経験（4年以上）があり専門的知見を有している者

なお、以下に該当する方は応募できませんので、予めご了承下さい。

- イ 日本国籍を有しない者
- ロ 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ハ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3. 採用人数 1名

4. 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）に基づき、常勤の国家公務員として採用

※ 採用後は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）等に定める義務等（服務の根本基準、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、兼業制限及び再就職規制等）を遵守

5. 任用期間 任用開始日から、原則として2年間
任用開始予定日：令和8年7月1日（任用開始日は応相談）
6. 休日 土、日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）
7. 勤務時間 原則として9時00分から17時45分まで
(12時から13時まで休憩時間)
8. 勤務場所 大阪市中央区大手前4丁目1-76 大阪合同庁舎第4号館 7階
財務省近畿財務局 理財部 理財第1課
9. 給与 業務経験等に応じて一般職の職員の給与に関する法律
(昭和25年法律第95号)に基づき支給
10. 応募方法 履歴書及び職務経歴書（任意様式）に必要事項を記入のうえ、下記連絡先まで郵送してください。
なお、応募書類は返却しませんので、ご了承ください。
11. 選考方法 書類選考、小論文、面接
※具体的な面接日時等については本人宛に連絡いたします。
※小論文は、以下のとおり作成の上、面接日にご提出いただきます。
テーマ：『FATF勧告が地域金融機関の内部管理態勢に及ぼす影響に関する考察』
(主に外為法、犯収法を踏まえた法令等遵守態勢の観点から記載願います)
様式等：A4版縦長用紙横書、1000～2000字程度。
12. 募集期間 令和8年3月3日（必着）
13. 個人情報の取扱い 応募の秘密については厳守します。
履歴書等の個人情報は、本件募集の範囲内においてのみ利用するものとし、その管理は「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、適正に行います。
14. 連絡先 〒540-8550 大阪市中央区大手前4丁目1-76
大阪合同庁舎第4号館

財務省近畿財務局 総務部人事課任用係

電話 06-6949-6352
Mail : jinji@kk.lfb-mof.go.jp